



平成25年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社**クワザワ**
代表者名 取締役社長 桑 澤 嘉 英
(コード番号 8104)
問合せ先 専務取締役 桑 澤 孝 通
(TEL. 011-864-1112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月22日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、電力供給に関する不安の緩和および地域貢献の一環として、あわせて社有地の有効活用を目的とし、太陽光発電事業に参入するため、現行第3条(目的)に発電事業に関する記載を追加するものです。
- (2) 現行第20条、第24条ならびに第25条の取締役および取締役会に関する記載について、現行よりさらに会社法に基づく厳格な記載とするため、これを変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日
定款変更の効力発生日	平成25年6月27日

以 上

【別 紙】

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (条文省略) (新 設)</p> <p>15. 前各号に関連する一切の事業</p> <p>第 4 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、<u>監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>② 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 26 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～14. (現行どおり)</p> <p>15. <u>再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</u></p> <p>16. 前各号に<u>附帯または</u>関連する一切の事業</p> <p>第 4 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>② 増員または<u>任期の満了前に退任した取締役の補欠</u>として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、<u>監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u>は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>② 前条第 2 項の<u>意思表示</u>は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第 26 条～第 46 条 (現行どおり)</p>